

漁業特定技能協議会構成員

(漁業特定技能協議会運営要領(漁業特定技能協議会決定第1号)第3条第二号~第五号関係)

令和5年5月11日現在

[2号構成員]

一般社団法人大日本水産会
全国漁業協同組合連合会
一般社団法人全国いか釣り漁業協会
一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会
一般社団法人全国底曳網漁業連合会
一般社団法人日本定置漁業協会
一般社団法人全国まき網漁業協会
全国かじき等流し網漁業協議会
全国金目鯛底はえ縄漁業者協会
全国さんま棒受網漁業協同組合
海士町
一般社団法人全国海水養魚協会
一般社団法人全日本持続的養鰻機構
全国真珠養殖漁業協同組合連合会
全国内水面漁業協同組合連合会
全国海苔貝類漁業協同組合連合会
長崎県

[3号構成員]

全日本海員組合

[4号構成員]

水産庁
法務省
警察庁
外務省
厚生労働省
国土交通省

[5号構成員]

公益財団法人国際人材協力機構